

下関市防災資機材交付要綱

平成22年6月22日制定

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織が防災活動に必要な防災資機材を交付することにより、住民の防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成及び育成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 自主防災組織とは、自主的にその地域の防災活動を組織的に行う団体をいう。

(防災資機材)

第3条 自主防災組織に交付する防災資機材は、防災資機材算定表（様式第1号）で定めたものとする。

(交付の申請)

第4条 防災資機材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材交付申請書（様式第2号）に、第3条に規定する防災資機材算定表、自主防災組織の規約等の写し、自主防災組織の組織図及び防災資機材保管予定場所の図面を添えて市長に申請するものとする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条による申請を受けたときは、当該要綱の規定に基づき審査し、防災資機材の交付の可否を防災資機材交付可否決定通知書（様式第3号）により自主防災組織の代表者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第6条 自主防災組織の代表者は、前条の規定により交付決定された防災資機材を受領したときは、速やかに、防災資機材受領書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(防災資機材の再交付)

第7条 防災資機材の交付は、特別の事情があると市長が認める場合を除き、1の自主防災組織につき1回限りとし、従前の要綱又は規約等により交付を受けた自主防災組織及び他の助成により防災資機材を購入した自主防災組織へは交付しないものとする。

(遵守事項)

第8条 防災資機材の交付を受けた自主防災組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災資機材は、常に良好な状態で使用することができるよう維持管理に努めること。
- (2) 防災資機材は、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 防災資機材の維持管理に必要な経費は、自主防災組織の負担とすること。
- (4) 防災資機材を使用した防災訓練を定期に行うこと。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

防災資機材算定表

防災資機材	点数	数量	小計
Aセット	50 点		
Bセット	100 点		
合計			点

Aセット内容；別紙 1 防災資機材一覧

変更希望の場合は、別紙 2 防災資機材一覧を提出すること。

Bセット内容；別紙 1 防災資機材一覧

変更希望の場合は、別紙 2 防災資機材一覧を提出すること。

※ 記入上の注意事項

1 合計点数の上限

(1) 構成世帯数 1,000 未満は 50 点とします。

(2) 構成世帯数 1,000 以上は 100 点とします。

2 希望されるセット数を記入して下さい。

(合計ポイント数が基準点を超過しなければ、別紙 2 のその他物品でセットも可。別紙 2 で提出してください。)

3 合計欄は、小計の合計点数を記入して下さい。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

下関市長 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

防災資機材交付申請書

下関市防災資機材交付要綱第4条の規定により、下記のとおり防災資機材の交付を申請します。

記

自主防災組織名		
構成世帯数	世帯	
防災資機材保管予定場所	下関市	
管理責任者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※ 添付書類

- ・防災資機材算定表
- ・自主防災組織の規約等の写し
- ・自主防災組織の組織図
- ・防災資機材保管予定場所の図面

様式第3号（第5条関係）

第 号

（自主防災組織名）

防災資機材交付可否決定通知書

下関市防災資機材交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付

可

否（：理由）

年 月 日

下関市長

※ 交付日及び交付方法等については、別途連絡します。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

下関市長 様

自主防災組織名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

防災資機材受領書

防災資機材を下記のとおり受領しましたので、下関市防災資機材交付要綱
第6条の規定により、提出します。

記

受領防災資機材 ～ 別紙のとおり